令 和 6 年 4 月 5 日
TKP赤坂カンファレンスセンター

【介護ロボット・ICT導入支援セミナー】

生産性向上推進体制加算について（補助金の導入）

公益社団法人全国老人保健施設協会
会長　東　憲太郎

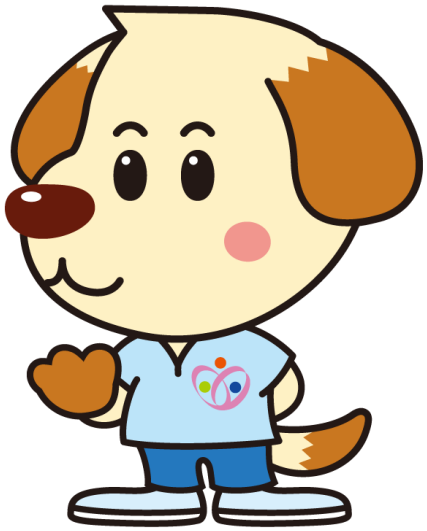

生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○　介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】

○　加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】

単位数

＜現行＞
なし

▶

＜改定後＞
生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月（新設）

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

算定要件等

【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

○　（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※１）が確認されていること。
○　見守り機器等のテクノロジー（※２）を複数導入していること。
○　職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

○　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
○　見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（※１）業務改善の取組による効果を示すデータ等について
○　（Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
　ア　利用者のＱＯＬ等の変化（ＷＨＯ-５等）
　イ　総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
　ウ　年次有給休暇の取得状況の変化
　エ　心理的負担等の変化(SRS-18等)
　オ　機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
○　（Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
○　（Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることとは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

（※２）見守り機器等のテクノロジーの要件
○　見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
　ア　見守り機器
　イ　インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
　ウ　介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）
○　見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

（新設）生産性向上推進体制加算

ヤ　生産性向上推進体制加算　　（Ⅰ）100単位/月　（Ⅱ）10単位/月　　告示第21号

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　100単位
（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　10単位

※（Ⅰ）（Ⅱ）の併算定不可

（新設）生産性向上推進体制加算　⇒ 事務長向け

別に厚生労働大臣が定める施設基準　　告示第95号

九十二の五　介護老人保健施設サービスにおける生産性向上推進体制加算の基準
三十七の三の規定を準用する。

三十七の三　短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算の基準

イ　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　次に揚げる基準のいずれにも適合すること。

（1）　利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

（一）　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保

（二）　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮

（三）　介護機器の定期的な点検

（四）　業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修

（2）　（1）の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。

（3）　介護機器を複数種類活用していること。

（4）　（1）の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。

（5）　事業年度ごとに（1）、（3）及び（4）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

ロ　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　次に揚げる基準のいずれにも適合すること。

（1）　イ（1）に適合していること。

（2）　介護機器を活用していること。

（3）　事業年度ごとに（2）及びイ（1）の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。

（新設）生産性向上推進体制加算　⇒ 事務長向け

（52） 生産性向上推進体制加算について
5の(49)を準用する。

（49） 生産性向上推進体制加算について
生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。

●介護保険最新情報Vol.1218（生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について）

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

2024.3.10時点
全老健作成

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
100単位/月（新設）

※ア～オは通知上では（1）～（5）と表記

ア　利用者の変化（WHO-5等）
イ　総業務時間・残業時間
ウ　年次有給休暇の取得
エ　心理的負担等の評価（SRS-18等）
オ　ICT導入による業務時間（タイムスタディ）

年１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（メール等）

ＩＣＴ導入　①～③を全て導入

①見守り機器（すべての居室）
②インカム等【連絡】（すべての職員）
③電子記録ソフト（記録）

タスクシフト導入（いわゆる介護助手の活用等）

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
10単位/月（新設）

※ア～ウは通知上では（1）～（3）と表記

ア　利用者の変化（WHO-5等）
イ　総業務時間・残業時間
ウ　年次有給休暇の取得

データの提供

ＩＣＴ導入

①～③１つ以上導入

運営基準（義務）

入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び
職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
（定期的に開催）

（新設）生産性向上推進体制加算

算定要件

	加算Ⅰ	加算Ⅱ
	100単位	10単位
1. 利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会	○	○
2. 見守り機器等のテクノロジーを導入	複数導入していること。	1つ以上導入していること。
3. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと	○	○
4. 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。	○	―
5. 3. データにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。	○	―

（新設）生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

1．委員会は3月に1回以上開催

下記の（1）～（4）について**必要な検討を行う**。（すべてをしなくてはいけないわけではない）

（1）「利用者の安全及びケアの質の確保」
①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認
②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討
③見守り機器を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定時巡回の実施についても検討
④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討
（2）「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」について
①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無
②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無
③休憩時間及び時間外勤務等の状況
（3）「介護機器の定期的な点検」について
①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設ける
②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行う
（4）職員に対する研修について
介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。 ※加算（Ⅰ）は、上記に加え、職員間の適切な役割分担による業務の効率化等を図るために必要な職員研修等を定期的に実施

（新設）生産性向上推進体制加算

2. 介護機器導入について

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

①見守り機器（すべての居室）	②インカム等【連絡】（すべての職員）	③ 電子記録ソフト（記録）
利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器 ※利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ること	インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器も含む。）	介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）

見守り機器といっても種類は豊富そのため機器の指定はなし、上記の要件を満たせばよい。

置き型のカメラや天井付きカメラ

離床センサーの種類

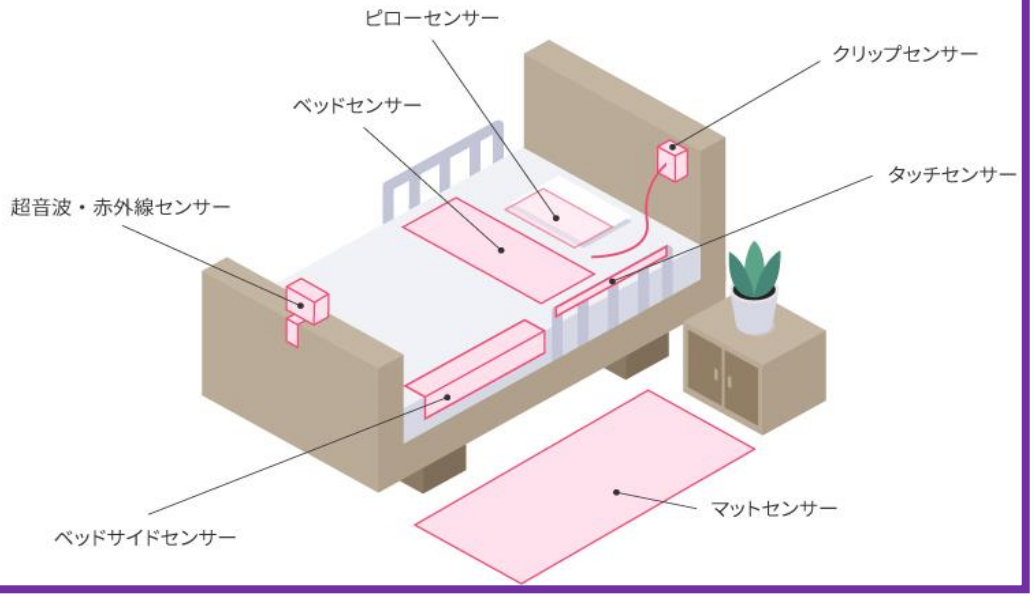

生産性向上推進体制加算　見守り機器

（Ⅰ）を算定する場合において見守り機器は全ての居室（各ベッド）に設置

見守りカメラ1台でも、各ベッドすべて確認できれば対象

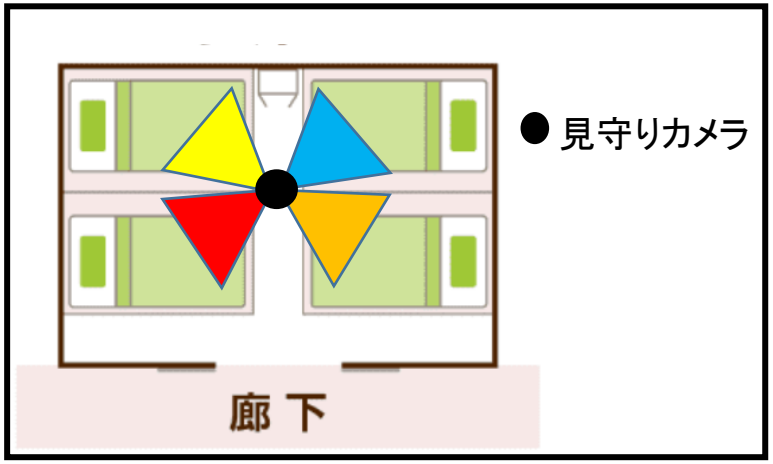

センサーマットでも様々あるが事務連絡の要件を満たすものであれば対象

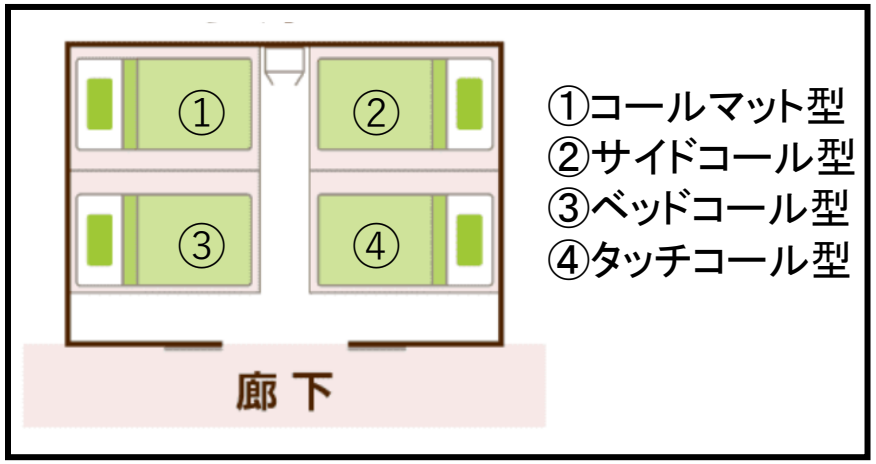

（Ⅱ）は全ての居室（各ベッド）の設置義務はない

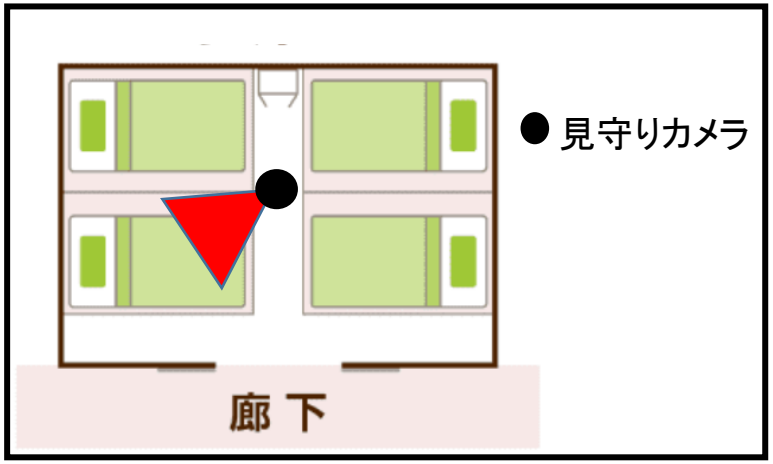

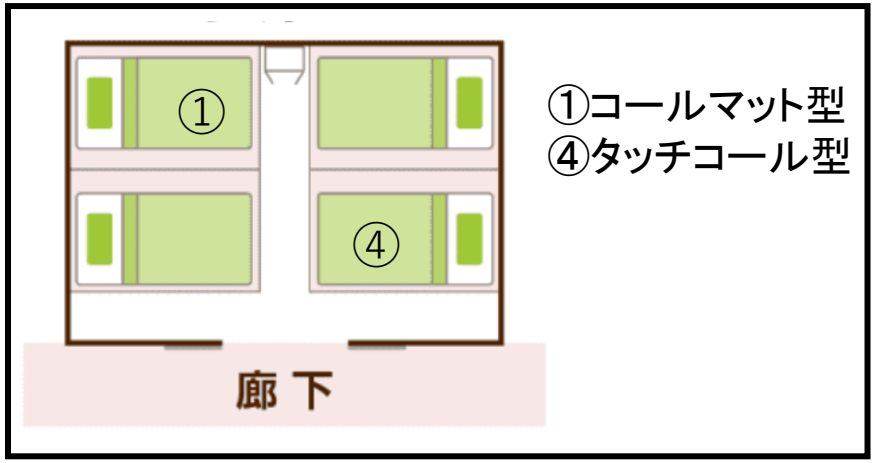

（新設）生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

３．１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供

加算（Ⅰ）は、（1）～（5）のデータ提出が必要。また（1）～（3）の成果の確認が必要
加算（Ⅱ）は、（1）～（3）のデータ提出が必要

		実績データの厚生労働省への報告	**加算（Ⅰ）**は生産性向上の取組の成果が必要
ア＝	（1）利用者の満足度等の評価	5名程度の利用者を調査の対象 WHO－5調査の実施及び生活・認知機能尺度の確認	①調査対象者に関して、数値が**悪化していないこと**
イ＝	（2）総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査	全ての介護職員 対象事業年度の10月の総業務時間及び超過勤務時間を調査 （タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間） （総業務時間及び超過勤務時間は調査対象者全体の平均値）	②総業務時間及び超過勤務時間が**短縮していること**
ウ＝	（3）年次有給休暇の取得状況の調査	全ての介護職員 対象事業年度の10月から直近１年間の年次有給休暇の取得日数を調査 （有給休暇の取得日数は調査対象者全体の平均値）	③年次有給休暇の取得状況が**維持又は増加していること**
エ＝	（4）介護職員の心理的負担等の評価	全ての介護職員 SRS-18調査及び職員のモチベーションの変化に係る調査	―
オ＝	（5）機器の導入等による業務時間の調査	日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれについて、複数人の介護職員対象 5日間の自記式又は他記式によるタイムスタディ調査	―

生産性向上推進体制加算　認知機能の変化とQOL（WHO-5調査）

5名程度の利用者を調査の対象

2. 対象利用者の生活・認知機能尺度

I-①　身近なもの（たとえば、メガネや入れ歯、財布、上着、鍵など）を置いた場所を覚えていますか
※介護者が一緒に探しているなど、一人で探す様子が分からない場合は、もし一人で探すとしたらどうかを想定して評価してください

5	常に覚えている
4	たまに（週1回程度）忘れることはあるが、考えることで思い出せる
3	思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある（思い出せることと思い出せないことが同じくらいの頻度）
2	きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない
1	忘れたこと自体を認識していない

I-②　身の回りに起こった日常的な出来事（たとえば、食事、入浴、リハビリテーションや外出など）をどのくらいの期間、覚えていますか※最近1週間の様子を評価してください

5	1週間前のことを覚えている
4	1週間前のことは覚えていないが、数日前のことは覚えている
3	数日前のことは覚えていないが、昨日のことは覚えている
2	昨日のことは覚えていないが、半日前のことは覚えている
1	全く覚えていられない

②　現在の日付や場所等についてどの程度認識できますか
※上位レベルのことと下位レベルのことが両方でき、上位と下位の間の項目ができない場合には、上位レベルのほうを選び回答してください　例：1と3に該当し、2に該当しない場合⇒1を選択する

5	年月日はわかる（±1日の誤差は許容する）
4	年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる
3	場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる（家族であるか、介護者であるか、看護師であるか等）
2	その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる
1	自分の名前がわからない

③　誰かに何かを伝えたいと思っているとき、どれくらい会話でそれを伝えることができますか
※「会話ができる」とは、2者の意思が互いに疎通できている状態を指します

5	会話に支障がない（「○○だから、××である 」といった2つ以上の情報がつながった話をすることができる ）
4	複雑な会話はできないが、普通に会話はできる（「○○だから、××である 」といった2つ以上の情報がつながった話をすることはできない ）
3	普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる（「痛い」「お腹が空いた」などの具体的な要求しか伝えられない ）
2	会話が成り立たないが、発語はある（発語はあるが、簡単な質問に対して適切な回答ができなかったり、何を聞いても「うん」とだけ答える ）
1	発語がなく、無言である

④　一人で服薬ができますか
※服薬していなかったり、介護者が先に準備しているなど、実際の服薬能力が分からない場合は、一人で服薬する場合を想定して評価してください

5	自分で正しく服薬できる
4	自分で用意して服薬できるが、たまに（週1回程度）服薬し忘れることがある
3	2回に1回は服薬を忘れる
2	常に薬を手渡しすることが必要である
1	服薬し終わるまで介助・みまもりが必要である

⑤　一人で着替えることができますか
※まひ等により身体が不自由で介助が必要な場合は、障害がない場合での衣服の機能への理解度を想定して評価してください

5	季節や気温に応じた服装を選び、着脱衣ができる
4	季節や気温に応じた服装選びはできないが、着る順番や方法は理解し、自分で着脱衣ができる
3	促してもらえれば、自分で着脱衣ができる
2	着脱衣の一部を介護者が行う必要がある
1	着脱衣の全てを常に介護者が行う必要がある

⑥　テレビやエアコンなどの電化製品を操作できますか
※テレビが無い場合は、エアコンで評価してください いずれもない場合は、電子レンジ、ラジオなどの電化製品の操作で評価してください

5	自由に操作できる（「複雑な操作」も自分で考えて行うことができる ）
4	チャンネルの順送りなど普段している操作はできる（「単純な操作」であれば自分で行うことができる ）
3	操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえれば使える（「単純な操作」が分からないことがあるが、教えれば自分で操作することができる ）
2	リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全く分からない（何をする電化製品かは分かるが、操作を教えても自分で操作することはできない ）
1	リモコンが何をするものか分からない

3. 対象利用者におけるQOLの変化

QOLの変化　※出典：WHO-5 精神的健康状態表

最近2週間、利用者の状態に最も近いものに○をつけてください	いつも	ほとんどいつも	半分以上の期間を	半分以下の期間を	ほんのたまに	まったくない
1 明るく、楽しい気分で過ごした	5	4	3	2	1	0
2 落ち着いた、リラックスした気分で過ごした	5	4	3	2	1	0
3 意欲的で、活動的に過ごした	5	4	3	2	1	0
4 ぐっすりと休め、気持ちよく目覚めた	5	4	3	2	1	0
5 日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	5	4	3	2	1	0

生産性向上推進体制加算　タイムスタディ調査

タイムスタディについては、調査実施に係る現場の負担も考慮し、日中の時間帯、夜間の時間帯それぞれ、複数人の介護職員を調査の対象とすることで足りるものとする。

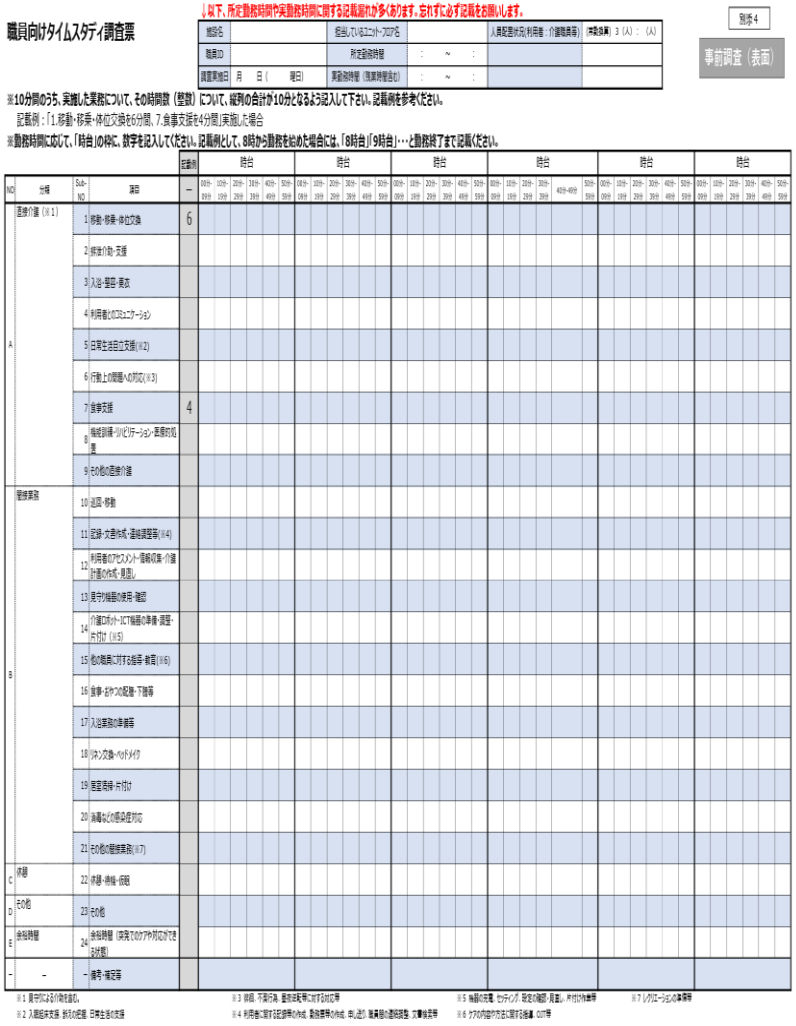
職員向けタイムスタディ調査票

↓以下、所定勤務時間や実勤務時間に関する記載漏れが多くあります。忘れずに必ず記載をお願いします。

別添4

事前調査（表面）

施設名		担当しているユニット・フロアなど		人員配置状況（利用者：介護職員等）	【常勤換算】3（人）：（人）
職員ID		所定勤務時間	： ～ ：		
調査実施日	月　日（　曜日）	実勤務時間（残業時間含む）	： ～ ：		

※10分刻みのうち、実施した業務について、その時間数（整数）について、縦列の合計が10分となるよう記入して下さい。記載例を参考ください。
　記載例：「1.移動・移乗・体位交換を6分間、7.食事支援を4分間」実施した場合
※勤務時間に応じて、「時台」の枠に、数字を記入してください。記載例として、8時から勤務を始めた場合には、「8時台」「9時台」…と勤務終了まで記載ください。

NO	分類	Sub-NO	業務	記載例	–	時台	時台	時台	時台	時台	時台
A	直接介護（※1）	1	移動・移乗・体位交換	6							
		2	排泄介助・支援								
		3	入浴・整容・更衣								
		4	利用者とのコミュニケーション								
		5	日常生活自立支援（※2）								
		6	行動上の問題への対応（※3）								
		7	食事支援	4							
		8	機能訓練・リハビリテーション・医療的処置								
		9	その他の直接介護								
B	管理業務	10	記録・移動								
		11	記録・文書作成・連絡調整等（※4）								
		12	利用者のアセスメント・情報収集・介護計画の作成・見直し								
		13	見守り機器の使用・確認								
		14	介護ロボット・ICT機器の準備・調整・片付け（※5）								
		15	他の職員に対する指導・教育（※6）								
		16	食事・おやつの配膳・下膳等								
		17	入退室時の準備等								
		18	リネン交換・ベッドメイク								
		19	居室清掃・片付け								
		20	消毒などの感染症対応								
		21	その他の間接業務（※7）								
C	休憩	22	休憩・仮眠								
D	その他	23	その他								
E	余暇時間	24	余暇時間（研究でのケアや対応ができた対象）								
–	–	–	睡眠・補足等								

※1 見守りによる介助を含む。
※2 入居前未実施、新たなの配置、日常生活の支援
※3 徘徊、不穏行為、暴言暴行等に対する対応等
※4 利用者に関する記録等の作成、勤務業務の作成（申し送り、職業務日の連絡調整、文書作成等
※5 検温の装着、セッティング、設定の確認・調整など、片付けの作業等
※6 ケアの内容や方法に関する指導、OJT等
※7 レクリエーションの準備等

事前調査と事後調査の５日間分のデータを毎年１回提出

それぞれ（日中・夜間）、複数人（２名以上）の介護職員を調査の対象

日中 （●:00～●:00）	夜間 （●:00～翌●:00）
介護　A	介護　C
介護　B	介護　D

※勤務時間の考え方は施設に合わせて

生産性向上推進体制加算　実績報告書

（別紙１）　　令和　　年　　月　　日

生産性向上推進体制加算に関する取組の実績報告書（毎年度報告）

事業所番号			
事業所名			
施設種別	1　短期入所生活介護	2　短期入所療養介護	3　特定施設入居者生活介護
	4　小規模多機能型居宅介護	5　認知症対応型共同生活介護	6　地域密着型特定施設入居者生活介護
	7　地域密着型介護老人福祉施設	8　看護小規模多機能型居宅介護	9　介護老人福祉施設
	10　介護老人保健施設	11　介護医療院	12　介護予防短期入所生活介護
	13　介護予防短期入所療養介護	14　介護予防特定施設入居者生活介護	15　介護予防小規模多機能型居宅介護
	16　介護予防認知症対応型共同生活介護		
届出区分	1　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　2　生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		
人員配置状況	（常勤換算方式）　利用者　3（人）：介護職員　　（人）		

1　利用者の満足度の変化

調査時期	令和　年　月

①WHO－5（調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

②生活・認知機能尺度（調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

2　総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化　調査対象人数　人

対象期間	令和　年　月
総業務時間	

対象期間	左表と同じ
超過勤務時間	

（※1）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（時間）

（※2）対象期間は10月としているが、本加算の算定初年度においては算定を開始した月を対象期間とする。

3　年次有給休暇の取得状況　調査対象人数　人

対象期間	令和　年11月～令和　年10月
年次有給休暇取得日数	

（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（日）

4　介護職員の心理的負担等の変化

調査時期	令和　年　月

①ＳＲＳ－18（調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～7点	8点～19点	20点～31点	32点～54点
人数				

②モチベーションの変化（調査）　調査対象人数　人

点数区分	-3点 ～ -1点	0点	1点 ～ 3点
仕事のやりがい	人	人	人
職場の活気	人	人	人

5　タイムスタディ調査　（※）５日間の調査

調査時期	令和　年　月

①日中　調査対象人数　人

類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				

（※）余裕時間とは、突発でのケアや対応ができる状態での業務時間

調査対象者の業務時間の総和　　時間（少数点第１位まで記載）

②夜間　調査対象人数　人

類型	直接介護	間接業務	余裕時間	休憩・待機・その他
割合（%）				

調査対象者の業務時間の総和　　時間（少数点第１位まで記載）

備考　加算（Ⅰ）は1～5を記入し、加算（Ⅱ）は1～3を記入すること。詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。

生産性向上推進体制加算　実績報告（成果）

（別紙２）　　令和　　年　　月　　日

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果

事業所名	

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入時期

導入時期	令和　年　月

1　利用者の満足度等の変化

事前調査時期	令和　年　月	事後調査時期	令和　年　月

①－１　WHO－５（事前調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

①－２　WHO－５（事後調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認　□

②－１　生活・認知機能尺度（事前調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

②－２　生活・認知機能尺度（事後調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認　□

上記の調査データがなく、ヒアリング調査を実施した場合(備考参照)　□

2　総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化　調査対象人数　人

対象期間	(事前)令和　年　月	(事後)令和　年　月
総業務時間		

対象期間	(事前)上表と同じ	(事後)上表と同じ
超過勤務時間		

（※）一月あたりの時間数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（時間）

総業務時間及び超過勤務時間が短縮していることの確認　□

3　年次有給休暇の取得状況　調査対象人数　人

対象期間	(事前)令和　年　月～　月	(事後)令和　年　月～　月
年次有給休暇取得日数		

（※）対象期間における調査対象者の取得した年次有給休暇の日数（調査対象者平均、小数点第１位まで記載）（日）

年次有給休暇の取得状況が維持又は増加していることの確認　□

備考　詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。また、成果の確認に当たっては加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入後、３月以上取組の継続が必要であることに留意すること。

また、利用者の満足度等の変化に関する調査のデータがない場合であって、介護機器の導入前からサービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を実施した場合は、当該調査結果及び委員会での当該結果を確認した議事概要を提出すること。

取組の成果は加算（Ⅰ）のみ！

成果については、上位加算の算定を開始する際のみ確認が必要、算定開始後の年１回の報告内容については、その成果は加算の算定に影響はしない。

加算の仕組みとしては、毎年度の成果の確認の報告は求められていないが、少なくても毎年１回は取組の成果は作成しておいた方がよいと思われる。

実際に事務連絡では、記の７において、（１）～（３）それぞれの冒頭に「算定開始に当たっては、成果の確認が必要」となると記載されているため、毎年度報告での成果の確認はしない旨が読み取れる。

（新設）生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について

4．最初から加算（Ⅰ）を取得する場合

生産性向上の取組による成果として①から③に該当することを示すデータの提出が必要

	実績データの厚生労働省への報告	加算（Ⅰ）は生産性向上の取組の成果が必要
（1）利用者の満足度等の評価	5名程度の利用者を調査の対象 WHO－5調査の実施及び生活・認知機能尺度の確認	①調査対象者に関して、**数値が悪化していないこと**
（2）総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の調査	全ての介護職員 対象事業年度の10月の総業務時間及び超過勤務時間を調査 （タイムカード、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間）	②総業務時間及び超過勤務時間が**短縮していること**
（3）年次有給休暇の取得状況の調査	全ての介護職員 対象事業年度の10月から直近1年間の年次有給休暇の取得日数を調査 （有給休暇の取得日数は調査対象者全体の平均値）	③年次有給休暇の取得状況が**維持又は増加していること**

（すでに介護機器を導入している場合）

介護機器の導入前の①②③の項目に関する調査のデータがない場合等については、導入前から利用する利用者へ①についてヒアリング調査等を行い、その結果に基づき、委員会において利用者の満足度等への影響がないことを確認する。②と③についての成果のデータ提出は必要

（4月から機器を導入した場合）

介護機器の導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した上で、当該介護機器の導入前後に①②③に該当することを示すデータの提出⇒実質、3ケ月は加算（Ⅱ）しか算定はできない

4月から機器を導入した場合

4月	5月	6月	7月
加算（Ⅱ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅱ）	加算（Ⅰ）

→ 4月　介護機器導入
4月～6月　生産性向上の取組
7月　成果のデータ提出

（参考）4月から最短で加算（Ⅰ）を算定できる施設は？

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
機器導入	－	－	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）

ポイント1
「介護機器の導入後、生産性向上の取組を3月以上継続した上」となっているため、1月には機器を導入していないと要件が満たせないため、R6.1月以前から機器を導入している施設

ポイント2
成果について報告するが、基準月は存在しない。
そのため、例えば2年前に機器を導入している場合、その時点と比べて良くなっているかを調べ、成果の提出が必要。その提出は4月となる。ただ、提出方法についての詳細は示されていない。（※労働基準法で勤務表・賃金台帳　5年保存（経過措置までは3年保存））

（参考）4月から最短で加算（Ⅰ）を算定できる施設は？

4月から最短で加算（Ⅰ）を算定できる施設は、

- ●令和6年1月から機器を導入している施設、または、令和6年1月以前から機器を導入している施設
- ●導入時と比較（どこの月でもよい）して、成果が良いかどうか。
- ●4月に成果の報告ができるかどうか。

例：1月に機器を導入して最短で4月から加算（Ⅰ）を算定する場合の成果の時期

R5.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
R6.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
機器導入	－	－	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）	（Ⅰ）

基準月
取組を3月以上継続したのがR6.1月から3月

比較月①と②のどちらか
①介護機器導入前の直近の同期間　R5.1月から3月
②介護機器を導入した月の前月を起点とする直近の調査対象期間の月数　R5.10月から12月

例：2年前に機器を導入している施設の成果の時期

基準月：指定なし（最低3か月分）
比較月：成果が良いとされる基準月から比較月を割り出す（最低3か月分）

（参考）4月から加算（Ⅰ）を算定できる施設は？

利用者の満足度度の変化の成果の提出は？

1　利用者の満足度等の変化

事前調査時期	令和　年　月

事後調査時期	令和　年　月

①－1　WHO－5（事前調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

①－2　WHO－5（事後調査）　調査対象人数　人

点数区分	0点～6点	7点～13点	14点～19点	20点～25点
人数				

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認　□

②－1　生活・認知機能尺度（事前調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

②－2　生活・認知機能尺度（事後調査）　調査対象人数　人

点数区分	7点～14点	15点～21点	22点～28点	29点～35点
人数				

調査対象者に関して、数値が悪化していないことの確認　□

上記の調査データがなく、ヒアリング調査を実施した場合(備考参照)　□

備考　詳細については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」）を参照すること。また、成果の確認に当たっては加算（Ⅱ）の要件となる介護機器の導入後、3月以上取組の継続が必要であることに留意すること。

また、利用者の満足度等の変化に関する調査のデータがない場合であって、介護機器の導入前からサービスを利用する利用者へのヒアリング調査等を実施した場合は、当該調査結果及び委員会での当該結果を確認した議事概要を提出すること。

4月以前なので満足度は数値化してない場合

【参考】体制届け出用紙

ROKENくん

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）に係る届出

① 加算（Ⅱ）のデータ等により業務改善の取組による成果を確認　有・無

② 以下のⅰ～ⅲⅰの項目の機器をすべて使用

ⅰ 入所（利用）者全員に見守り機器を使用　有・無

ⅱ 職員全員がインカム等のICTを使用　有・無

ⅲ 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用　有・無

（導入機器）

名　称	
製造事業者	
用　途	

③ 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を実施　有・無

④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下「委員会」という。）において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認

ⅰ ②の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保　有・無

ⅱ 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮　有・無

ⅲ 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）　有・無

ⅳ 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施　有・無

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）に係る届出

① 以下のⅰ～ⅲⅰの項目の機器のうち１つ以上を使用

ⅰ 入所（利用）者１名以上に見守り機器を使用　有・無

入所（利用）者数	人
見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数	人

ⅱ 職員全員がインカム等のICTを使用　有・無

ⅲ 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用　有・無

（導入機器）

名　称	
製造事業者	
用　途	

② 委員会において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認

ⅰ ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保　有・無

ⅱ 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮　有・無

ⅲ 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）　有・無

ⅳ 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施　有・無

介護ロボット・ICT導入支援補助金

ROKENくん

令和６年度介護報酬改定の概要

■ 人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定を実施。

１．地域包括ケアシステムの深化・推進

■ 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 医療と介護の連携の推進
  - ➢ 在宅における医療ニーズへの対応強化　➢ 在宅における医療・介護の連携強化
  - ➢ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
  - ➢ 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

２．自立支援・重度化防止に向けた対応

■ 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFEを活用した質の高い介護

３．良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

■ 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

４．制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

５．その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分

生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

省令改正

■　介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。＜経過措置３年間＞

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進

告示改正

■　介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行うことを評価する新たな加算を設ける。

短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス

【単位数】

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）　100単位/月（新設）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　10単位/月（新設）

【算定要件】

＜生産性向上推進体制加算（Ⅰ）＞

○　（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと。
○　見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。
○　職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

＜生産性向上推進体制加算（Ⅱ）＞

○　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
○　見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入していること。
○　１年以内ごとに１回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。

【○介護・障害福祉分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善】

施策名：介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業

令和5年度補正予算案　351億円

老健局高齢者支援課
（内線3876、3875）

① 施策の目的

・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
			○	

③ 施策の概要

・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善
①生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新
・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援
②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施
・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集
（2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善
・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援　等

【事業スキーム】

【実施主体】
都道府県　（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】
（1）①、（2）・・・国・都道府県3／4、事業者1／4
（1）②・・・国・都道府県　10／10
（1）①及び（2）を実施する場合・・・
国・都道府県4／5、事業者1／5
※国と都道府県の負担割合は以下のとおり
（1）①、（2）・・・国4／5、都道府県1／5
（1）②・・・国9／10、都道府県1／10

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

- 介護施設へのICT導入は厚労省も推進しており、令和６年度介護報酬改定においても評価された。

- 令和５年度補正予算において、「介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」に３５１億円計上された。

- この補正予算は令和６年度までで、事業の実施主体は都道府県。

- 各都道府県の予算計上額を調べると、総額が３５１億円に達しないとともに、計上額にばらつきがあり、 老健や特養の数から考えて、ICT導入には全く足りない県が多い。

- 国はICT導入等を進めるために補助金を使ってほしい、しかし、一部の都道府県では、財源負担も発生することから、十分な取り組みができていないのが現状である。

- そこで、令和６年度補正予算での当該予算の積み増しについて、都道府県議会において提起されるように、都道府県議会議員等への要望活動が必要。